

函館市企業局カラー電車デザインアドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市企業局広告審査会設置要綱第4条第4項の規定によるカラー電車のデザインの審査に係る助言をする函館市企業局カラー電車デザインアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザーの業務)

第2条 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) 函館市企業局広告審査会委員長（以下「委員長」という。）の求めにより、カラー電車のデザインの審査における車体広告（カラー電車）デザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）との適合性の評価および修正のための助言
- (2) ガイドラインの変更作業時の助言
- (3) その他委員長の求めによるカラー電車のデザインの審査に係る必要な事項

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、函館市景観アドバイザーなど建築、デザイン、色彩等に関する分野において、専門的知識を有する者のうちから委員長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、1年以内とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

3 委員長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その委嘱を解くことができる。

- (1) アドバイザーから委嘱の辞退の申し出があったとき
- (2) 委員長が、必要があると認めるとき

(守秘義務)

第5条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(謝礼)

第6条 委員長は、アドバイザーが業務に従事した場合は、1件につき5,000円の謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第 7 条 アドバイザーに関する庶務は、交通部事業課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。